

令和6年度川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業実施業務委託 事業者募集要項

I 事業の概要

1 委託名

令和6年度川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業実施業務委託

2 事業の目的

本市の児童相談所、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）及び区役所地区健康福祉ステーションにおいて相談を受理したひきこもり及び不登校等の児童に対し、総合的な援助を行うことにより、児童の自主性及び社会性の伸長、登校意欲の回復を図り、もってこれらの児童の福祉の向上に資することを目的とする。

3 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

「令和6年度川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業実施業務委託 仕様書」（別紙1）のとおり

5 参考価格（消費税及び地方消費税を含む）

6,400,000円（うち消費税及び地方消費税 581,818円）

II 募集の手続き

1 スケジュール

(1) 公募告知	令和6年1月22日（月）
(2) 参加意向申出書受付	令和6年1月22日（月）～令和6年2月5日（月）17時
(3) 質問受付	令和6年2月7日（水）～令和6年2月8日（木）17時
(4) 質問に対する回答	令和6年2月13日（火）17時
(5) 企画提案書等の提出締切	令和6年2月19日（月）17時
(6) 企画提案会 （プレゼンテーション）	令和6年2月27日（火）または28日（水） ※詳細については別途通知します。
(7) 審査結果通知	令和6年3月中旬（予定）
(8) 契約締結・事業開始	令和6年4月1日（月）

2 参加意向申出書の提出

(1) 参加者の資格要件

本事業に関する募集に応募することができる事業者は、本事業の趣旨を十分に理解し、安定して事業を実施する能力を有する法人その他の団体であって、次のアからクの要件を全て満たすものとします。

ア 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

ウ 企画提案会までに令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種99「その他業務」で登録されていること。

エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

オ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支援法人等又は暴力団員等と密接な関係を有していないこと。

カ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

キ 組織運営に関する規定を有し、予算及び決算を管理している団体であること。

ク 次の（ア）から（ウ）のいずれかを満たすこと。

（ア）社会福祉法第2条第3項2号に規定する第二種社会福祉事業に関する都道府県知事等の認可を受けていること。

（イ）一般社団法人又は一般財団法人のうち、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に規定する内閣総理大臣又は都道府県知事の公益認定を受けていること。

（ウ）特定非営利活動促進法第2条別表に規定する特定非営利活動のうち、子どもの健全育成を図る活動に関する都道府県知事等の認証を受けていること。

(2) 提出書類

本事業の受託を希望する者は、次の書類について各1部提出してください。

ア 参加意向申出書（様式1）【原本】

※代表者印は、契約書に使用するものを押印してください。

イ 誓約書（様式2）【原本】

ウ 団体の定款、規約、会則等

エ 団体の役員名簿

オ 団体概要（任意様式）※チラシ、パンフレット等団体の活動内容がわかる資料で可

カ 「Ⅱ2（1）参加者の資格要件」のクを満たしていることが分かる資料（定款、認可証等）

(3) 提出方法・提出先

事前連絡の上、「Ⅱ11 提出先及び問合せ先」に定める担当者まで持参または郵送により提出してください。郵送による場合は、簡易書留等、配達記録が残る方法により送付してください。提出締切日については「Ⅱ1 スケジュール」に定めるとおりとします。

(4) 提案資格確認結果通知

参加者の資格要件に基づく審査を行い、「提案資格確認結果通知書」の写しを電子メールで送付します。

3 質問の取り扱い

(1) 質問方法

質問は、質問書（様式3）により、「Ⅱ11 提出先及び問合せ先」に定める担当者まで電子メールで送付してください。受付期間は「Ⅱ1 スケジュール」に定めるとおりとします。

(2) 回答方法

「Ⅱ1 スケジュール」に定める回答日時までに、電子メールにて回答します。なお、質問及び回答を一覧とし、原則として参加資格のある企業すべてに送付します。

4 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書の提出

参加資格要件の確認後、次の書類を提出してください。

ア 企画提案書（様式4）

イ 見積書（様式5）及び積算内訳書（任意様式）

- ・事業に要する経費について、「**Ⅱ5 参考価格**」の範囲内で見積もってください。
- ・個別支援活動における支援の実施件数は、仕様書の「7 事業の対象者」に掲げる内容を参考に、**264件**として見積もり、活動謝礼金は**1回あたり3,720円（税込）**としてください。
- ・運営経費については、職員の人件費、旅費、役務費、通信費、水道光熱費、維持管理費、研修費、事務用品費、広報啓発費、材料購入費等を計上してください。
- ・費目ごとに金額を示し、その算定根拠についても記載してください。
- ・契約金額は、見積書に記載の金額に10/100に相当する金額を加算した額となります。そのため、消費税及び地方消費税の課税事業者か免税事業者かを問わず、**見積金額は事業に関わる経費として積算した金額の100/110に相当する金額（税抜金額）**を記載してください。

(2) 企画提案書等の取り扱い

提出期日後は、提出書類の差し替え、変更または追加は認めません。なお、本市で必要があると判断した場合は、補足資料を求めることがあります。

(3) 提出方法

事前連絡の上、「Ⅱ11 提出先及び問合せ先」に定める担当者まで電子メールで送付してください。提出期日は「Ⅱ1 スケジュール」に定めるとおりとします。

5 企画提案会（プレゼンテーション）

提出された企画提案書に基づき、次のとおり企画提案会（プレゼンテーション）を実施します。

（1）日時・場所

令和6年2月27日（火）または28日（水）

川崎市役所本庁舎（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）

※詳細については、提案者が確定した後速やかにお知らせします。

（2）選考方法

選考は、本市が設置するプロポーザル評価委員会において実施します。

（3）プレゼンテーション

ア 1事業者あたり20分程度（質疑応答10分程度を含む。）で行います。

イ 原則として本業務を受託する際に業務担当責任者として従事する予定の方が行ってください。

なお、出席者は3名以内とします。

ウ 会場にモニター（HDMIケーブル付）を設置しますので、提案者が持参したパソコン等をモニターに接続し、プレゼンテーションを行っていただきます。

（4）企画提案の評価

企画提案の評価は、企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答の内容について、「評価・採点基準表」（別紙2）に基づき採点し、次のとおり事業者を選定します。

ア 全委員の総合評価点の合計点が高い事業者

イ アにより決定できない場合、1位の総合評価点をつけた委員の数が最も多い事業者

ウ イにより決定できない場合、評価基準表「2 事業の実施内容」の合計点が高い事業者

エ ウにより決定できない場合、見積金額が低い事業者

オ エにより決定できない場合、くじ引きにより決定

※上記によらず全委員の総合評価点の合計が満点の60%未満であった場合は選定しません。

6 選定結果の通知

選定後、各参加者に電子メールで通知します（令和6年3月中旬予定）。併せて、川崎市ホームページ上に結果を掲載します。

7 契約の締結

選定結果通知後、選定された事業者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、当該事業の委託に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとなります。

8 辞退

（1）辞退にあたっては、速やかに電話連絡の上、書面により申し出てください。

（2）契約締結前に採択事業者の辞退があった場合は、第2順位以降で高順位の事業者を繰り上げで採択するものとします。

9 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- (1) 提出書類が提出期間内に提出されなかった場合
- (2) 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 提出書類の提出後に、本募集要項「Ⅱ 2 (1) 参加者の資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合
- (4) その他、本募集要項に定める手続き、方法等を遵守しない場合

10 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とします。
- (2) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等、本プロポーザルに要する費用は、全て参加者の負担とします。
- (3) 当該選定結果の効果は、川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決（令和6年3月頃）を要します。
- (4) 当該委託料については、地方自治法施行令第162条第6号及び川崎市金銭会計規則第98条第8号の規定を適用し、概算払とします。
- (5) その他、本事項に定めのない事項については、川崎市と協議するものとします。

11 提出先及び問合せ先

所管課：川崎市 こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当

川崎市役所本庁舎15階

住 所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電 話：044-200-2648

E-mail：45zidoka@city.kawasaki.jp

担当者：鈴木・植松